

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

平成6年1月に退職後、同年2月に役場で国民年金の加入手続を行った際、「過ぎた月でも国民年金保険料を納付してもらわなければいけない。」と言われたので、その場で同年1月分の保険料を支払ったことを覚えている。同年1月分の保険料を支払った記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、平成6年1月21日を国民年金の被保険者資格取得日としたものを、同年3月8日に、同年2月1日を資格取得日として訂正していることが確認できることから、訂正処理が行われるまでは、申立期間は国民年金の加入期間であり、国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人は、「会社を退職した平成6年1月21日まで^{そきゅう}遡及して国民年金被保険者資格を取得したが、その際、月の末日が国民年金の被保険者期間であれば、その月は国民年金保険料を納付しなければならない旨説明を受けたため、申立期間の保険料を納付した。」としているところ、申立人の供述は実際の制度と一致している上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を平成6年1月21日に喪失しており、これは、当初の国民年金被保険者資格取得年月日とも一致していることから、申立人の供述は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

以上の状況に加えて、申立期間が短期間であることや、申立人が、平成3年4月から4年3月までの申請免除期間及び被保険者資格を同月得喪している6年2月を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることなどを勘案すると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1297

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年2月から同年5月までは、28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月21日から5年10月1日まで
② 平成6年9月

申立期間について、私が保管しているA社の給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成5年2月から同年5月までを28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不

明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成4年10月及び5年6月分については、当該事業所の給与支払明細書は無く、A社に照会したところ「申立期間当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、平成4年11月から5年1月、及び同年7月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致し、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については、当該明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額となっている。

申立期間②については、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成6年9月21日である上、申立人は同年9月26日から他の事業所において勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同年9月は同社における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立期間①のうち平成4年10月から5年1月、同年6月から同年9月、及び申立期間②について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年6月まで

昭和55年9月ごろ、職場の先輩に国民年金の加入を勧められ、市役所の担当窓口で加入手続を行った。この時、5年までさかのぼって加入できると言われ、必要な金額を計算してもらったところ、払える金額だったので、さかのぼって支払った。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和55年9月に行われたものと考えられるところ、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、特例納付の実施期間でもないほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、昭和55年9月に国民年金加入手続を行った際、50年12月27日まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得（平成18年11月29日に、厚生年金保険被保険者資格喪失日に合わせて昭和50年12月28日に訂正済み）した上で、その時点で過年度保険料として遡^{そきゅう}及可能な53年7月までさかのぼって保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、こうした被保険者資格の遡^{そきゅう}及取得や保険料納付を申立期間の保険料納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付した際、年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている『被保険者となった日 昭和50年12

月 27 日』の下部に『比 55. 9. 1』と押印され、当該印が申立期間の保険料納付を示すものであると言われた。」ともしているが、当該印は、付加年金に加入した際に押されるものであり、申立期間の保険料納付を示すものではない上、事実、申立人は昭和 55 年 9 月 1 日に付加年金に加入していることから、当該印の日付と一致しており、当該印に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 933

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年3月まで

20歳になったら国民年金に加入することを、職場の人に教えてもらったので、昭和59年ごろに市の支所で加入手続をし、さかのぼって国民年金保険料を支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について、明確ではないとしながらも昭和59年ごろであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、60年3月に払い出されたとみられることから、申立人の加入手続は同年3月に行われたものと考えられる上、申立人は、遡^{そきゆう}及して納付した国民年金保険料額や納付場所等の具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付等についての記憶は曖昧^{あいまい}であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年3月の時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できない期間であるところ、申立人は、市の支所で加入手続を行った際に受け取った納付書により申立期間の保険料を納付したとしているが、市では、当時、支所において過年度納付書を作成することはできなかったとしている上、申立人は、上記記号番号により59年4月以降の保険料を納付しているが、上記記号番号が払い出された60年3月の時点で、59年4月までは現年度保険料として遡^{そきゆう}及納付することが可能であること、及び現年度保険料については市

の支所で納付書が作成されていたことを踏まえると、申立人は、同年4月まで遡^{そきゅう}及納付したものを申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 2 日から 63 年 1 月 1 日まで
② 昭和 63 年 9 月 19 日から平成元年 4 月 1 日まで

申立期間①についてA校の臨時的任用講師として任用され、担任を持っていた。また、申立期間②について、B事業所の臨時事務補助員として任用され勤務していた。これらの期間だけ空いているのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたC委員会発行の人事記録カード及びD事業所発行の育児休業教員・補充教員名一覧並びにA校から提出された沿革史から、申立人がA校において臨時的任用講師として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D事業所において、申立期間①を含む昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 2 日までの期間に臨時的任用講師として勤務していた同僚のうち、厚生年金保険被保険者資格を取得せず、国民年金保険料の納付済み期間となっている同僚が確認できる上、申立人についても、申立期間①以外の臨時的任用講師であった期間において国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C委員会に照会したところ、「書類の保存期間が経過しているため、届出及び保険料の納付については不明である。現在は、2か月以上の任用で厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時のことは、はっきりと分からない。」との回答があった。

さらに、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①に

ついて申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②については、申立人から提出されたC委員会発行の人事記録カード及びE県から提出された臨時的任用期間更新申請書から、申立人がB事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は昭和63年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 5 日から 30 年 5 月 1 日まで

私は、A社を退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後 25 人合計 50 人のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 30 年 5 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 4 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該 4 人全員（申立人を含む。）について資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所で過去に事務を担当していた者に照会したところ、「30 年から 50 年当時、ほとんどの女性職員は退職時に脱退手当金を受給しており、その請求手続は会社が代行していた。」との回答があったほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 30 年 7 月 18 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 12 月まで

私は、高校卒業後、学校のあっせんにより卒業生 10 人ぐらいと一緒に A 社に就職し、縫製の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人は学校からのあっせんにより、卒業生 10 人ぐらいと一緒に A 社に入社し、縫製の仕事をしていたと供述しているが、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた同僚に照会したところ、「申立期間当時、高校に求人募集をしたことは無く、10 人もまとめて入社してきたことは無かった。また、縫製の仕事は外注に出しており、当社では縫製は行っていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 37 年 11 月 1 日資格取得）から*番（昭和 43 年 7 月 15 日）までを調査したが、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落した

ものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 12 日から同年 11 月 11 日まで
② 昭和 47 年 7 月 20 日から 50 年 6 月 1 日まで

申立期間①のA社（現在は、B社）では、月 10 万円ほど、また、申立期間②のC社では、月 8 万円ほどもらっていたと記憶しており、申立期間の給料を調査して、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額と申立期間当時支給されていた給与が相違していると申し立てている。

しかし、申立期間①について、B社に照会したところ、「当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」との回答があり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、オンライン記録で同時期にA社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した複数の同僚から、「きっちりした会社であり、当時支給された給料額について、はっきり覚えてはいないが自分の年金記録に間違いがあるとは思っていない。」旨の供述を得た。

さらに、申立人と同時期にA社で被保険者資格を取得した3人について、申立期間①に係る標準報酬月額を調査したところ、申立人より低額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

申立期間②について、C社に照会したところ、「当時の事業主は他界してお

り、当時の関連資料（賃金台帳等）は無い。」との回答があり、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

また、オンライン記録で同時期にC社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚に照会したところ、標準報酬月額の記録に誤りがある旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②のうち、昭和48年5月及び49年6月については、申立人を含むほぼ全員の標準報酬月額が改定されていることから、事業主が、申立人の標準報酬月額のみ、ほかの同僚と異なる取扱いをしたとは考えられない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年12月15日まで

私は、昭和27年4月に実兄の勧めにより、A社B工場（現在は、A社C事業所）に臨時工として入社し、転職のため同年12月に退職するまで、昼夜二交代制で薬剤を作る仕事をしていました。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の義姉の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B工場において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社C事業所に照会したところ、「当社B工場は台風の被害を受け、流失した書類も多く、当社に現存する退職者台帳及び社会保険資格得喪台帳を調査したが、申立人の氏名は無く、また、申立てどおりの届出を行ったか、申立期間の保険料を納付したかについては、資料が無いため不明である。」との回答があった。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同工場において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、そのうちの二人は、「臨時工は、本雇になるまで厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和27年3月1日資格取得）から*番（昭和28年2月1日）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。